

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
グループホームやすらぎ

運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やすらぎ会が運営する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、地域の中で安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容にそったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は、「グループホームやすらぎ」とする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 所長 1名 (兼務)
- ② 管理者 1名 (兼務)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

- ③ 計画作成担当者 2名 (兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院との連絡、調整を行う。

- ④ 介護職員 16名 【常勤14名(内兼務1名)、非常勤2名】

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

⑤ 看護師 1名

看護師は、常に利用者の健康状況に注意し、健康保持のために適切な措置並びに保健衛生管理及び必要な生活機能の改善又は維持のための必要な機能訓練等の援助業務に従事する。

⑥ 栄養士 1名

栄養士は、利用者の身体の状況並びに嗜好等を考慮した献立の作成、栄養ケア・マネジメント、調理員の指導並びに調理業務の補助等に従事する。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名とする。 【1号棟 9名・2号棟 9名】

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料、その他の費用の額等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 食材料費 1, 224円/日
- ② 水道光熱費 918円/日
- ③ 居室代 714円/日
- ④ その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

理容代、出張サービス業者の請求代金 オムツ代 実費

マッサージ師の出張サービス、出張サービス業者の請求代金

通院等の送迎代(協力病院は除く)、一回あたり石巻管内 1,000円

石巻管外(半日以内) 2,000円 石巻管外(半日以上) 3,000円

通院等に係る有料道路の通行料 実費

貴重品等の管理料 1日50円

- 2 前号各号に掲げる費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用についての説明を行い、同意を得るものとする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振りこみによって指定期日までに受けるものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2もしくは要介護認定者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者および家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医又は協力医療機関と連絡を取り、適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管

理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関との連携を図り、避難訓練を行う。

(個人情報の保護)

第 17 条 利用者の個人情報を取り扱う際には個人情報の取り扱い指針の下、その利用目的を限定し、あらかじめ利用者及び保証人の同意を得ることとする。

(運営推進会議)

第 18 条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護が地域に開かれたサービスをすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね 2 ヶ月に 1 回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族 地域住民の代表者、民生委員、地域包括支援センター職員等、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者で構成する。

4 会議の内容は、事業所からの活動状況の報告を受け、評価を行うと共に、地域との意見交換・交流とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第 19 条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者が、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設を円滑に利用できるように努めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 20 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための指針を整備するものとする。

2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その内容を職員に周知徹底を図るものとする。

3 虐待の防止のための職員に対する研修会を定期的に行うものとする。

4 前項 3 に定める措置を適切に実施する為の担当者を置くものとする。

5 当施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村に報告し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(その他運営についての重要事項)

第 21 条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

① 採用時研修 採用後 1 か月以内

② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、

帳簿を整備する。

- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と施設管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規定は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する

附則

この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。